

# NO! セクシュアル・ハラスメント

発行：職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会

連絡先：女性協同法律事務所

〒810 福岡市中央区天神1丁目3番39号 福岡借成ビル6F

TEL 092-751-8222 FAX 092-751-8200

年会費：個人三千円・団体六千円 振込先：郵便振替 福岡7-60420

一月二十日の公判で、こちら側の

最終準備書面を提出します。

いよいよ二月五日結審！三月中に判決が

出る予定です。判決に向けて皆さんの

ご支援をお願いします。

結審を前にして裁判で

何を問うてきたのか

1989年8月5日、福岡市の出版社の元社員A子さんが、上司の編集長から執拗な性的中傷を受けた上、退職を強要されたことが性差別にあたるとして、会社と編集長とを相手どって損害賠償を求める訴えを福岡地裁に起こしました。

日本で初めてセクシュアル・ハラスメントの問題を正面から問うものとして注目を集めたこの裁判が、これまで15回の口頭弁論を終了し、来年1月に結審します。判決が下されるのは春頃と予想されます。

私たち「職場での性的いやがらせと

闘う裁判を支援する会」はこの裁判を

支援し、女性が尊厳をもって働ける職場と社会をめざしてこの間活動してきました。結審の前に裁判の過程を改めて振り返り、この裁判は何を明らかにし何を問うてきたのか、そして判決までになにをすべきなのか、今後に残された課題は何なのかを考えてみたいと思います。

\*裁判で明らかにされたこと

裁判はまず第一に事実関係を証明せねばなりません。被告編集長がA子さんに対しさまざまな性的な中傷を行なったのは事実か、実際にそのために退職に追い込まれたのか、これを明ら

かにするために5人の証人が登場しました。

まず、A子さんは意見陳述と主尋問（原告側代理人によるもの）ではもちろん、反対尋問（被告側による）でも自分の受けた嫌がらせと退職の経過、それによって受けた精神的苦痛と屈辱感を克明に、印象深く陳述しました。

これに対し被告側は予想されたとおり、編集長も会社の管理職であるS証人も、そのような事実はないと全面否定します。しかし被告編集長は中傷はしていないと言いながら、「彼女はとんでる女性」「酒の付き合いが過度」などとA子さんを誹謗するような発言を法廷で繰り返し、しかも彼女のプライバシーを理由として辞めて欲しいと言ったと（彼に寄れば「A子さんのためを思って」）はつきりと認めました。

またS証人は、これは個人的なトラブルであって会社としてはできるだけだけの努力をしたと主張しました。しかし原告側からの反対尋問では「編集長を男として育てねば」と考えていたと明言し、編集長の中傷を鵜呑みにして彼女の救済の訴えに耳を貸さず、管理者

として彼が取った解決法は彼女に一方的に我慢をしろというだけだったこと、そのために結局彼女が辞めざるを得ない状況を作り出したことが明らかになりました。

さらに同僚であったK証人が実際に編集長からきいたAさんへの中傷と、そのことで彼女が苦痛を受けていた事実を具体的に証言しました。

このような一連の証言を通じて、原告の訴えの正当性が証明され、被告会社内での構造的な女性差別の実態があらわになったと私たちは信じています。

もう一つ被告側が用いた作戦は、A子さんの人格を徹底的におとしめることでした。編集長の親友でありA子さんの知人でもあるN証人が出廷し、彼女のプライバシーについて事実をまったく歪曲して述べ立てました。彼女はもともと問題のある女性だ、だから性的な中傷をされても平気なはず、というわけです。原告側による尋問で彼の証人としての信頼性のなさ、言動のいかげんさが明らかになりましたが、法廷の場で再び彼女にセクシユアル・ハラズメントが行なわれたことは許し

がたいことです。

強姦裁判に典型的に現われているように、性に関わることが法廷で争われると、古典的な貞操観念を持ちだして被害者の女性に責任があるかのように言い立てて加害者が責任回避をする構造はやはりセクシユアル・ハラズメントの場合も同様でした。

このようなでたらめな常套手段がこの法廷で通用することのないよう、裁判官には判断を下してほしいものです。

#### \*最終準備書面

判決に期待すること

結審時に提出する最終準備書面では、以上のように原告の主張が事実と認められることとあわせ、セクシユアル・ハラズメントが女性の労働権・人権を侵害する女性差別であることを二人の労働法学者による鑑定書を付け法的に論証し、また、これが決して彼女個人のものでなく、多くの女性たちが苦しんでいる社会的な問題であることを述べます。

「三多摩の会」が行なった1万人ア

ンケートの結果である。「女6500人の証言」がその証拠として提出されません。

セクシュアル・ハラスメント問題の先進国であるアメリカを見ても、セクシュアル・ハラスメントが性差別であると明確に認められるまでには長い時間がかかっています。ましてや人権や差別に関する意識の遅れた日本で裁判所がどのような理解を示すかは樂觀できません。この裁判は日本での歴史の第一歩であり、今後の積み重ねが何より必要なことは言うまでもないでしょう。

しかし原告の勇気とこれまでずっと女性差別の問題に取り組んできた有能な女性弁護士たちが結集した弁護団の努力、そして各地から寄せられた支援のおかげで、この裁判では私たちの主張を最大限鮮明にできたと考えています。結審 判決を控え、この裁判が全国から注視されていることを今一度裁判所認識させ、しっかりと事実を見据え問題の根の深さを理解して判決を下すよう強く求めて行かなければならないと思います。皆さんの支援をよろしくお願いします。

## カンパのお願い！

結審にむけての活動資金が足りません！

いよいよこの裁判も終わりに近づき今まで以上に支援を盛り上げていきたいと思えます。そのための活動資金が足りません。裁判にとって大変重要な鑑定書の費用、裁判所へのはがき作戦費、そのほか弁護士交通費、弁護士事務費、ニューズレター費等々多くの出費が予想されます。約110万円位の支出予想に対し今現在50万円位しかありません。残り60万円、なんとか集まらないものかと頭を痛めています。再度バザールも予定しています。3年度分の会費をまだ払っていない方は年末カンパもあわせて振り込んで下さい。もうすでに払っている方は、カンパをよろしくお願いいたします。初年度に比べ会費納入会員が半分減っています。この際もう一度まわりに呼びかけて会員になつてもらつて下さい。

## 熊本からの報告

女性の熊本市議員が、パーティー後に廊下で、男性県会議員から胸をたたかれ、抗議したところ「おなごにはこんぐらいしとくとよか」といつて胸をわしづかみにされた、という事件をご存じでしょうか。

11月4日、熊本市で一万人アンケート報告を中心とした集会有り、この女性市議もパネリストの一人として出席していました。参加者200人、久しぶりに熱気あふれる集会を経験しました。会場から「あなたほどのくらいお酒をのんでいたか」との質問に彼女が答えるのを止められなかったことは今でも悔やんでいます。その後「そういう質問こそがおかしい」と発言したら、会場全体から「そうだそうだ」とのうなづきが波打つように返ってきました。

12月13日、彼女は強制猥褻罪と侮辱罪で告訴。この問題にきちんと取り組もうという熊本の女たちの動きも始まっています。ところで、始めの男性議員の台詞、セクシュアル・ハラスメントの何たるかを良く現していると思いませんか。

# はがき作戦にご協力を!

判決に向けて、あなたの声を裁判所に届けてください!

勝訴を願うと共に、この裁判で争点としてきた戦場でのセクシユアル・ハラスメントの概念が判決の中で明らかにされるよう、ぜひ裁判所に求めたいと思います。

多くの女性たちがこの裁判に注目していることを伝えるため、はがき作戦をスタートします。あなたもぜひ同封のはがきにひとことを添えて今すぐ投函してください。

そして一人でも多くの女性たちに広げて下さい。はがきはたくさん用意しています。戦場やグループで取り組んでいただける方、必要なのはがきの枚数をお知らせください。すぐ送りまします。もちろん独自に文章を書いて送ってくださっても結構です。財政逼迫の折、切手をご負担いただければ助かります。

はがき作戦は、準備書面提出にあわせて1月末まで行なう予定です。なるべく早く出して下さい。

裁判所が十分考慮していただけること信じます。

はがき申込先：814101福岡市城南区

茶山411111北村紀代子

## △原稿募集▽

性暴力の沈黙を破る声を、もっと

大きく響きわたらせよう

米国在住、子どもへの性暴力防止に長く携わってきた森田ゆりさんが、今年6月「誰にも言えなかったー子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記」を翻訳・出版。それを機に一ヶ月間、日本各地で講演をしました。

その時の日本の体験者たちからの確実な手ごたえ、読者から受け取った体験を綴った手紙などを元に、仮題「沈黙を破ってー子ども時代に性暴力を受けた人々の手記」(森田ゆり編、築地書館刊行)を、さらに多くの原稿を募って出版する予定です。

散文、詞、誰かへの手紙など、形式は問いません。自分の受けた暴力体験を自分のために書いてほしい。編集の全プロセスに携わるのは森田さんのみ。プライバシーは徹底して尊重。採用する原稿は各筆者の最終チェックを経てから印刷所へ送るそうです。

原稿の送り先：104東京都中央区築地

2110112築地書館気付 森田ゆり

問い合わせ：電話0313354213731

FAX031354115799

(担当土井二郎)

原稿の締め切り：1992年1月31日